

【別紙】

定款・定款施行細則 現行・変更案対照表

現行定款	変更案
<p>(名称) 第1条 <u>1. この法人は一般社団法人日本静脈経腸栄養学会と称する。</u> <u>2. この法人は、英文名称を Japanese Society for Parenteral and Enteral Nutrition とし、略語を JSPEN とする。</u></p>	<p>(名称) 第1条 <u>1. この法人は一般社団法人日本臨床栄養代謝学会と称する。</u> <u>2. この法人は、英文名称を Japanese Society for Clinical Nutrition and Metabolism とする。</u> <u>3. この法人の通称は、この法人の理念である「Justice, Science, Practice and Education for Nutrition」の頭文字を取り、JSPEN とする。</u></p>
<p>(事業) 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 ・・・ <u>(2) 機関誌、論文図書等の刊行</u></p>	<p>(事業) 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 ・・・ <u>(2) 機関誌（電子雑誌を含む。）、論文図書等の刊行</u></p>
<p>(社員) 第11条 この法人の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員は、正会員の中から選出する<u>250名以上300名以内</u>の代議員をもって、構成する。</p>	<p>(社員) 第11条 この法人の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員は、正会員の中から選出する<u>200名以上300名以内</u>の代議員をもって、構成する。</p>
<p>(事業年度) 第38条 <u>この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月末日に終わる。</u></p>	<p>(事業年度) 第38条 <u>この法人の事業年度は、毎年12月1日に始まり、翌年11月末日に終わる。</u></p>
<p>付則</p>	<p>付則 <u>2. この定款は、平成30年12月22日一部改定、直ちに施行する。ただし、1条の改定については、平成32年1月1日に施行するものとする。</u> <u>3. 定款38条の規定にかかわらず、平成30</u></p>

	<p>年1月1日から始まり現に進行中の事業年度は同年12月末日までとし、平成31年1月1日から始まる事業年度は同年12月末日までとし、平成32年1月1日から始まる事業年度は同年11月末日までとする。</p> <p>4.平成32年1月1日から始まる事業年度について、事業年度期間が11ヶ月であることを考慮した会費の減額は行わないものとする。</p>
旧定款施行細則	新定款施行細則
<p>(会員の権利)</p> <p>第1条</p> <p>1.正会員は次の権利を有する。</p> <p>(1) 研究発表をする権利</p> <p>(2) <u>機関誌の送付を受ける権利</u></p> <p>(3) 理事選挙の選挙権、被選挙権</p> <p>(4) その他会員特典を受ける権利</p>	<p>(会員の権利)</p> <p>第1条</p> <p>1.正会員は次の権利を有する。</p> <p>(1) 研究発表をする権利</p> <p>(2) <u>機関誌の送付を受ける(電子雑誌の場合には、閲覧する)権利</u></p> <p>(3) 理事選挙の選挙権、被選挙権</p> <p>(4) その他会員特典を受ける権利</p>
<p>(会費)</p> <p>第2条</p> <p>1.会員が納入すべき会費の金額は次のとおりとする。年の途中に入会した場合も同一金額とする。</p> <p>(1) 正会員の年会費 : <u>10,000円</u></p> <p>(2) 学術評議員の年会費 : <u>12,000円</u></p> <p>(3) 代議員の年会費 : <u>15,000円</u></p> <p>会員は、在会する年の<u>12月31日</u>までに会費を納入しなければならない。</p>	<p>(会費)</p> <p>第2条</p> <p>1.会員が納入すべき会費の金額は次のとおりとする。年の途中に入会した場合も同一金額とする。</p> <p>(1) 正会員の年会費 : <u>9,000円</u></p> <p>(2) 学術評議員の年会費 : <u>11,000円</u></p> <p>(3) 代議員の年会費 : <u>14,000円</u></p> <p>会員は、在会する年の<u>11月30日</u>までに会費を納入しなければならない。</p>
<p>(会費の滞納)</p> <p>第3条</p> <p>1.在会する年の<u>12月31日</u>までに指定振込口座に当該年の会費の全額の入金のないときは滞納とする。</p> <p>2.<u>年会費を滞納した場合は、直ちに機関誌の送付を停止する。</u></p>	<p>(会費の滞納)</p> <p>第3条</p> <p>1.在会する事業年度の<u>11月30日</u>までに指定振込口座に当該年の会費の全額の入金のないときは滞納とする。</p> <p>2.<u>年会費を滞納した場合は、直ちに機関誌の送付(電子雑誌の場合には、閲覧する権利)を停止する。</u></p>

<p>(代議員の任期)</p> <p>第14条</p> <p><u>代議員の任期は選任後4年後の定時社員総会の終了のときまでとし、4年ごとに全員を改選する。</u>また、代議員に選任されても条件を満たせば学術評議員を兼任することができる。</p>	<p>(代議員の任期)</p> <p>第14条</p> <p><u>代議員の任期は選任後4年後の定時社員総会の終了のときまでとする。</u>また、代議員に選任されても条件を満たせば学術評議員を兼任することができる。</p>
<p>(代議員の選任)</p> <p>第22条</p> <p>代議員は、次項に定める有資格者の中から、別途定める代議員選出規則、所定の代議員選考結果に基づき理事会の推薦により、定時社員総会の承認を得て決定される。</p> <p>・・・</p> <p>3. 代議員になろうとする者は、期日までに所定の申請書と推薦書を理事会に提出しなければならない。</p>	<p>(代議員の選任)</p> <p>第22条</p> <p>1. 代議員は、次項に定める有資格者の中から、別途定める代議員選出規則、所定の代議員選考結果に基づき理事会の推薦により、定時社員総会の承認を得て決定される。</p> <p>・・・</p> <p>3. 代議員になろうとする者は、期日までに所定の申請書と推薦書を理事会に提出しなければならない。</p> <p>4. <u>前3項の規定にかかわらず、理事会が特に必要と認めた者は、代議員候補者として、定時社員総会へ推薦され、定時社員総会の承認を得て代議員となることができる。</u></p>
<p>付則</p>	<p>付則</p> <p><u>12. この規則は、平成30年11月16日一部改定、直ちに施行する。ただし、細則2条の会費納入期限及び細則3条1項の改定については、事業年度の末日が11月末日となる最初の事業年度の開始日から、細則22条の改定については、当該改定につき社員総会の承認を受けた時から、それぞれ施行するものとする。</u></p> <p><u>13. 前項の規定にかかわらず、平成30年11月16日理事会決議による細則2条の会費の金額の改定は、当該会費の金額につき社員総会の承認を受けることを条件として、平成32年1月1日より施行する。</u></p>